

横須賀市消防局からのお知らせ

～ 令和 7 年 4 月 1 日から、火災予防関係の手続きの方法が変更となります ～

これまで火災予防に係る届出書等の提出部数につきましては、2 通（正本・副本）提出していただいておりますが、令和 7 年 4 月 1 日から、下記のとおり変更することとしましたのでお知らせします。

○ 2 通（正本・副本）の提出を必要とする届出等

1 届 出

- ・ 防火対象物使用開始（変更）届出書
- ・ 消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書

2 申 請

申請については全て

上記以外の届出書、報告書等については、提出部数は 1 通のみとなります。

○ 届出書等を提出した証明が必要な場合

届出書等を提出する際、届出書等の写しをご用意ください。当該写しに収受印を押印し、その場でお返しいたします。

なお、その際、提出された届出書等と写しの整合性を確認させていただきますので、多少お時間をいただくことをご了承ください。

ご不明な点につきましては、消防局予防課又は消防署へお問い合わせください。

○ 予防課 Tel 046-821-6466

○ 中央消防署 Tel 046-820-0121

○ 北 消 防 署 Tel 046-861-3972

○ 南 消 防 署 Tel 046-833-1276

○ 三浦消防署 Tel 046-884-0122